

与えられた復興～被災地から全国へ問いかける～（2）

2015年度環境三学会合同シンポジウム

津波被災地域の多元的復興を考える——5年目の課題と展望

中村愛理

環境法政策学会の島田氏は「東日本大震災における復興法制と復興計画の課題」というテーマで、仙台市荒浜地区や名取市閑上地区の事例を織り込みつつ、弾力的な復興まちづくりへの過程や課題を語った。環境法政策学会の報告ともあって、事業面や法整備など、ハード面の話に終始している印象を受けた。しかし、被災者はこの報告で語られた法制や計画をすべて理解し、これからの自分たちの生き方、そして将来の世代の生き方を決定していかなければいけないという現実を痛感した。

今の復興計画だけでは補いきれない地域の現実があり、その地域によって合意され要求された復興と、法制・計画によって与えられる復興を、どのようにして近づけていくのか。5年という月日がたっても、いまだ復興は道半ばであると感じられた。

被災地域の住民はみな、“復興”という未来に向かって歩んでいきたいのに、同じコミュニティの中にあっても受けられる制度が異なっているという現状がある。そのため、地域でまとめて防集を利用して移転しようと考えていても、一人また一人とがけ近を利用して地域から出て行ってしまうという現実もある。仮設住宅で暮らしていくにも、全国で統一された条件の仮設住宅では、東北の厳しい冬には対応しきれていない。地域の産業を活かし、独自で仮設住宅を建てた地域もあるのに、支援の対象外になってしまう。せっかく住民で復興を考えるという場を設けられても、話し合いに参加するのは高齢男性が大半を占め、これからの担う世代や女性の意見がなかなか反映されない。防潮堤の高さも地域住民の声が反映されにくく、さらに建設後のメンテナンスは地方自治体に任される。これからの少子化社会の中で、人口減少は必至である。この先せっかく防潮堤が作られたとしても、限界集落へと形を変えてしまう集落もあるだろう。それでも防潮堤は本当に必要だったのか、といった声があがる可能性もある。また、復興に伴い、いろいろな計画が生まれるが、住民がそれを知らされる時にはもう着工していたり終了していたりする。日本が復興するためには国の支援が必要ではあるが、実際にその復興の影響を良くも悪くも受けるのは地域である。“与えられた復興”ではなく、もっと地域の特色を活かした復興が行えるような、柔軟な制度が必要なのではないだろうか。東日本大震災は、様々な問題を、被災地だけでなく、日本社会全体に問いかけた。

前述のように、地域コミュニティや祭事、土地、金銭など、様々な問題が折り重なっている中、失ったもの、崩れたものを元通りにすることは不可能である。しかし、不可逆ゆえに、震災前のかたちとは違えど、震災を乗り越えた者たちによる新しいかたちを生み出すことも可能なのではないか。復興とは、取り戻すことではなく、生み出すことではないだろうか。しかしその新しいステージも、いまだ明確なビジョンが見えてはいない。被災地域が本当の意味で復興を果たすには、まだ相当な年月がかかるように思えた。

また、東日本大震災規模の災害が首都圏で起きたとき、私たちは東日本大震災を通して得た教訓を生かしきれのだろうか。東京より地域のつながりが強い東北での復興事例を、そのまま東京に適用できるとは考えづらい。地域でのつながりが極端に希薄な東京において、岩手県大槌町吉里吉里地区のように、住民主体で体系化された避難所運営を行い、復興への話し合いを進めることは可能であろうか。自分が被災したらどのようにその後を生きていくのか、私たち一人一人も考えなければいけない。災害が起き、見ず知らずの人々とともに暮らし生き延び、

復興という段階に入ったとき、住民自らで議論を動かすことができなければ、与えられた制度の中で自分の未来を選択しなければいけない。

5年がたった今、東日本大震災を“どこか遠くで起きた大災害”として他人事ととらえるのも、“いつか自分の身に起こるかもしれない大災害”として自分事ととらえるのも、今を生きる私たち次第である。